

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月9日

横浜市契約事務受任者
健康福祉局長 吉川 直友

1 契約の概要

(1) 件名

最高裁判決に伴う生活保護費等追加給付に係る業務委託

(2) 委託業務の概要

令和8年度中に実施する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付に伴う業務実施計画策定・マニュアル作成・給付管理システム設計及びコールセンター運営

2 履行(納品)場所

横浜市役所(横浜市中区本町6丁目50番地の10)

3 契約日

令和8年2月19日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

7,623,402円(税込み)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TS プラザビル
株式会社パソナ パソナ・横浜
パブリック本部長 松永早苗

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本給付について令和8年2月18日に国より全国自治体に向けての説明会が行われ、対応の詳細を定めた給付事務マニュアルが示されました。説明会では原告世帯を令和8年3月以降で早期に支給することを初めとし、本給付に係る仕様が明らかになりました。

また、国の相談センターが3月中旬に開設されることも示されたため、これに合わせた本市コールセンターの設置も急務となりました。

国からの指示に従って支給等の体制を構築するためには、支給管理システムの構築

等の事業実施に向けた準備を急がなければならず、可及的速やかに契約を締結する必要があったため、当該随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

過去、本市において今回と同規模以上の対象者数の事業を委託した実績があり、本市基盤インフラ設備を活用した個人情報の共有等や進行管理システムの構築等の事業実施体制の確保が可能であり、3月からコールセンター業務を開始できる事業者を選定。

9 所管課

健康福祉局生活支援課